

令和3年5月21日

京都市地球温暖化対策条例 Q A

令和3年4月からの規定（導入・設置義務，設計者（建築士）の説明義務について）

全体的な内容

Q 説明義務の手引は，印刷物はどこで配布されているのか。

A 印刷物の配布は予定しておりません。府市のホームページのデータを御活用ください。

導入・設置義務に関する内容

Q 延べ床面積300㎡以上で，義務規定の対象外と考えられる場合，窓口へ相談等が必要か

A 対象外となる要件を確認しますので，事前相談・協議をお願いします。

Q 導入義務は，届出が済んでいないと建築確認申請が下りないのか。

A 建築確認申請とは直接リンクしませんが，特定建築物については，計画書は工事着工の21日前までに提出する必要があります。（準特定建築物は計画書の提出は不要です）

Q 特定建築物の義務基準は，これまでと比べて高くなっている。設置できない場合や消費しきれない場合は免除されるのか。

A 義務基準としているエネルギーの想定量は，当該建築物で消費されるエネルギーの1～2パーセント程度です。太陽光発電設備などの変換利用設備のほか，直接利用設備によるエネルギー量を含めることも可能としています。

なお，物理的に設置が困難な場合は，別途協議してください。

Q 再エネ設備導入・設置義務について，準特定建築物の場合，京都市内については事前協議が必要なのか。

A 準特定建築物の義務の対象外となる事情を申し出る場合は，事前に協議をお願いします。

Q 敷地全体が日陰となる場合であっても，太陽光パネルを設置さえすれば義務を達成と考えてよいのか。

A 義務基準はクリアします。しかし，本制度の趣旨は，再生可能エネルギーの使用

等により二酸化炭素排出量を減少させようとするものです。趣旨を踏まえた計画としていただくよう、御協力をお願いいたします。

また、一日中完全に日陰になるなどの特殊な条件の敷地については、別途協議してください。

説明義務に関する内容

Q 増築とは何か定義されているのか。

A 新築と増築の考え方は、建築物の棟単位としています。

既存建築物に「建て増し」をする場合、増築と扱います。

既存建築物がある敷地内に「別棟で建築」する場合、新築と扱います。

Q 複数の建築士が設計を行う場合、誰が説明をしても構わないか。

A 説明する建築士は、説明を行う建築物の設計に携わっている建築士である必要がありますが、携わる建築士が複数いる場合は、主体的に設計されている方であれば問題ありません。

Q 建築士資格が不要な建築物規模で、建築士資格を持っていない者が設計をする場合、説明義務の対象となるのか。

A 建築士資格を持っている設計者が義務の対象ですが、制度の趣旨を踏まえ、可能な限り、情報提供などに御協力をお願いいたします。

Q (手引に記載のある) 建築士の情報提供は説明義務と何が異なるのか。任意であれば、説明は必須ではないのか。

A 建築主への説明は条例上の義務になりますが、「建築主から説明を要しない旨の意思の表明があった場合には適用しない。」としています。情報提供は、建築主が説明を受けるかどうかを判断するためのものです。

Q 戸建住宅であっても、準特定建築物の規模に該当すれば説明義務はあるのか。

A 建築物の用途にかかわらず、規模で説明内容を規定しています。延べ床面積300㎡以上の新築・増築であれば、以下の3項目を説明してください。

① 再生可能エネルギー利用設備を設置することによる環境への負担の低減に関する情報

② 設置することが可能な再生可能エネルギー利用設備

③ 再生可能エネルギー利用設備を設置することにより利用することが可能な再生可能エネルギーの量

※300㎡未満であれば、上記①のみの説明となります。

Q 情報提供や説明時に、独自の資料を用いても構わないのか。

A 条例や施行規則、手引に例示している資料などの内容に沿ったものであれば、独自の資料を用いていただいても構いません。

Q 情報提供のタイミングは、設計契約後でも構わないか。

A 構いません。建築主の、再エネ設備の導入・設置の意識向上につなげるためにも、早い段階での情報提供をお願いします。

Q 説明は、対面形式でもウェブのオンライン形式でも構わないのか。

A どちらでも構いません。また、どちらの形式であっても、意思表示書面や説明書面の保管は必要です。なお、建築主の質問にも対応できるよう、説明の際には建築士と建築主が双方向でやりとりできる環境にあることなどに注意して下さい。

Q 意思表示書面や説明書面は、独自の様式でも構わないのか。

A 条例及び施行規則に記載されている内容や、手引きに例示している内容が含まれていれば、独自の様式を用いていただいても構いません。

Q 各書面は、建築士と建築主の両者に保管する義務があるのか。

A 保管する義務は建築士のみです。建築主へは、後に説明を受けた内容を確認いただくこともあるため、各書面をお渡しいただくのが望ましいと考えます。

Q ステップ①の情報提供で、説明を要しないと判断する建築主が多い。説明義務へ進むための、情報提供時のコツはあるのか。

A 建築主の受け止め方によって異なりますが、例えば、環境負荷低減効果等説明書を使うなど、説明義務の内容を一部先行させることなどが考えられます。

Q 日照の確保を検討する際、検討は他の方法でも構わないのか。

A 他の方法を用いても構いません。なお、本説明義務における検討方法は簡易的なものであるため、詳細の設計を行う際には、実際の建築計画に応じた検討をお願いいたします。

Q 日照の状況は、いつ時点の条件を検討すればよいのか。設計契約時期から工事竣工までの間に、隣接建築物等が建ったりし、状況が変わる可能性がある。

A 説明義務を行う時点の条件で構いません。当初の説明時から、隣接建築物等の状況が変わるなどした場合は、必要に応じて説明をお願いいたします。

Q 日照状況を検討した結果、敷地全体で日照を確保できない場合、どのように説明をするのか。また、最大導入量の試算は必要か。

A 日照が確保できない場合は、その旨を建築主にご説明下さい。

特定建築物と準特定建築物の場合、建築主は再エネ設備の設置・導入義務がありますので、駐車場・壁面等への導入の可能性や、その他の再エネ設備の選択等を御検討ください。

Q 京都府内であっても、場所によって実際の発電状況は異なるが、試算は府内一律の係数で構わないのか。

A 本説明義務の趣旨は、概要を提示いただくものであるため、一律の係数を用いていただいて構いません。

Q 再エネ設備の設置・導入義務で基準がある中、導入可能な最大量を示す必要があるのか。

A 基準は最低限のものであり、どれだけの再エネ設備を導入するかは建築主の判断となりますので、導入可能な最大量をお示しし、建築主により規模の大きい再エネ導入設備の選択肢を与えていただくことが重要と考えます。

Q 再エネ設備のうちバイオマス利用設備のみについて、導入の可否と最大導入量を説明しても構わないか。

A 本義務制度の手引には、太陽光発電設備と太陽熱利用設備を例示していますが、他の再エネ利用設備について御説明いただいても構いません。

Q 建築士に対する罰則等はあるのか。

A 罰則はありません。